

第 5 9 号議案

足立区保健所使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 3 月 2 7 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区保健所使用条例の一部を改正する条例

足立区保健所使用条例（昭和 5 0 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号。以下「診療報酬算定方法」という。）」を「健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 6 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（以下「厚生労働大臣が定める算定方法」という。）」に改め、同条第 2 項中「診療報酬算定方法」を「厚生労働大臣が定める算定方法」に、「生活保護法」を「生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

保健所使用料の額の算定根拠となる厚生労働省告示の改定等に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。